



2021年11月2日

各 位

会 社 名	株式会社東陽テクニカ
代表者名	代表取締役社長 高野 俊也 (コード：8151 東証第一部)
問合せ先	常務取締役 柏 正孝 (TEL：03-3279-0771)

譲渡制限付株式報酬制度の導入および株式報酬型ストックオプション制度の廃止 に関するお知らせ

当社は、2021年11月2日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）（以下、「対象取締役」という）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（報酬枠：年額50百万円以内）（以下、「本制度」という）を導入し、対象取締役に対し本制度に基づき報酬としての譲渡制限付株式の支給のご承認を求める議案を2021年12月23日開催予定の第69期定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、2010年12月17日開催の第58期定時株主総会においてご承認いただいた株式報酬型ストックオプション制度（報酬枠：年額50百万円以内）は廃止し、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度に基づき当社の普通株式の発行又は処分をするにあたり、当社と対象取締役の間で、対象取締役が割当てを受けた株式について、一定期間の譲渡制限等を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。詳細につきましては、本株主総会の招集通知にてお知らせいたします。

以上